

(別添)

伐採計画書

伐採を行う者

住所
氏名
電話番号

1 伐採の計画

伐採面積	ha（うち人工林 ha、天然林 ha）		
伐採方法	主伐（皆伐・択伐）・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
集材方法	集材路・架線・その他（ ）		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m	延長 m

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載する。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

伐採計画書 (記載例)

伐採を行う者

住所 佐伯市中村南町1番1号

氏名 佐伯 太郎

電話番号 0972-22-3111

1 伐採の計画

伐採面積	0.2ha（うち人工林 0.2ha、天然林 ha）		
伐採方法	主伐 皆伐 択伐）・間伐	伐採率	100%
作業委託先	佐伯 太郎		
伐採樹種	スギ		
伐採齢	40年生		
伐採の期間	令和4年 5月 1日 ～ 令和4年 6月 30日		
集材方法	集材路・架線・その他（ ）		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3.0m ・ 延長 100m		

2 備考

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載する。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

伐採及び集材に係るチェックリスト

年 月 日

伐採する者：

森林の所在場所：佐伯市

チェック項目	確認
（１）伐採の方法及び区域の設定 ①伐採と造林の一貫施業の導入を検討する。 ②林地や生物多様性の安全に配慮した伐採方法を採用する。 ③伐採する区域の明確化を図る。 ④林地や生物多様性の安全に配慮し、保護樹帯や保残木を設定する。 ⑤伐採が大面積にならないよう、伐採の空間的・時間的な分散を検討する。	☐
（２）林地保全に配慮した集材路・土場の設置・作設 ①集材路・土場の作設は必要最小限にする。 ②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。 ③土場の作設では法面を丸太組で支える等の対策を講じる。 ④現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。 ⑤集材路の線形は極力等高線に合わせる。 ⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦集材路・土場は溪流から距離を置いて設置する。 ⑧集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑨伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。 ⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には隣接地番を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。	☐
（３）人家、道路、取水口周辺等での配慮 ①集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象下にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。 ②水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。	☐
（４）生物多様性と景観への配慮 ①希少な野生生物の生息を知った場合には、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ②集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場を作成しない。	☐
（５）切土・盛土 ①集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ②切土高を低く抑える。盛土はしっかり絞め固め必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③残土が発生した場合には、溪流増を避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。	☐
（６）路面の保護と排水の処理 ①雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。 ②路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分は崩壊等を避けるための対策を講じる。	☐
（７）溪流横断箇所の処理 ①溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施行する。暗渠を用いる場合はつまりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所集材路の路面を一段下げる。 ②洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。	☐
（８）作業実行上の配慮 ①集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一地域間使用しない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意をはらう。 ④伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。造林事業者が決まっている場合には、現場の後処理等の調整をする。 ⑤枝条等が溪流に流出しないよう対策を講じる。 ⑥天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げにならないように留意する。	☐
（９）事業実施後の整理 ①伐採等による伐採現場に残り物等は、伐倒木・倒伏木等、隣地崩壊を防止することはないように、適切な場所に整理する。 ②集材路・土場は植栽等により植生の回復を促す。また、溝切り等の排水処置を行う。 ③伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等を確認し、必要な措置を講じる。	☐

② 搬出系統圖（例）

